







起 案 用 紙

【開示 (全部・一部・時限)・不開示/保存年限 3・5・7・10・30・常】

決裁区分 事務局長 副会長 会長 文書分類					
事務局員	(係長)	(課長)	事務局長 (部長)	副会長	会長 (副市長)
					
(合議) 担当	主 査	係 長	課長補佐	課長等	部 長
					
先方文書の発収	起案者				審査
第 号	筑紫野市地域公共交通会議事務局				
年 月 日	(企画政策課企画政策担当) 村上 浩一				
起案 令和 5 年 4 月 3 日	発信者				
決裁 令和 5 年 4 月 3 日	宛 先				
施行 令和 年 月 日	方 法 郵便手交持参 FAX メール ( )				
(件名)	(文書番号 5筑交会 第 号)				
筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に係る業者の選定について 上記について下記のとおり ( 実施 ) してよろしいかお伺いします。					
令和4年度第2回筑紫野市地域公共交通会議議案第11号において承認された「公募型プロポーザル方式」による地域公共交通計画の策定について、下記のとおり、実施してよろしいかお伺いします。					
記					
1. 業務名：筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託					
2. 業者選定実施方式：「公募型プロポーザル」による（別紙「業者選定実施要領（案）」のとおり）					
3. 見積り上限額： 10,120千円（消費税および地方消費税含む）					
4. 日程					
①実施要領等の公表	令和5年4月14日（金）				
②実施要領等に関する質問の受付期間	令和5年4月14日（金）～4月21日（金）				
③質問の回答	令和5年4月26日（水）				
④参加申込書の提出	令和5年4月26日（水）～5月15日（月）				
⑤プレゼンテーションの実施	令和5年5月22日（月）頃				
⑥審査結果の通知	令和5年5月下旬				

## 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託事業費 積算書

	事業内容・項目の内訳	金額(円) ※消費税込
1	上位関連計画の整理、都市構造、公共交通に関する分析	
2	実態調査、地区別懇談会、乗り込み調査の実施	
3	地域の公共交通計画（マスタープラン）のとりまとめ	
4	会議運営	
5	一般管理費等	
		10,120,000

## 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定要領

### 1. 目的

筑紫野市では、平成28年3月に「筑紫野市地域公共交通網形成計画」を策定し、平成31年1月に「コミュニティバスつくし号」及び「御笠自治会バス」の運行を開始した。

その後、令和4年4月に筑紫原田線が開通、同1・2月にJR二日市駅西口が供用開始したことによる市民動線の大きな変化や、超高齢社会の到来により、近年急激に市内の公共交通に関する需要が高まってきており、今後、地域の交通事業者等と連携し、本市の地域公共交通ネットワークの再構築を行う必要が生じている。

こうした背景を踏まえ、筑紫野市では、令和5年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指している。

このことから、筑紫野市地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通案を検討し、協議を行うこととした。

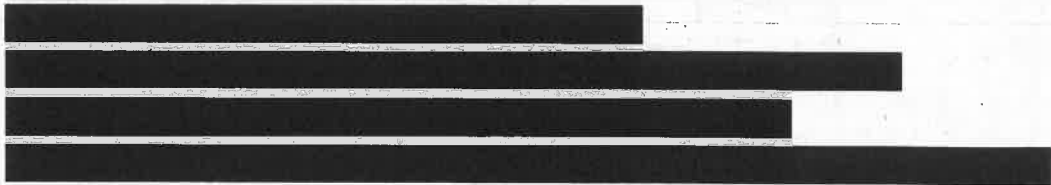
本業務は、本会議において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通策案のとりまとめなどについて、専門的見地を備えたコンサルタントに業務支援を委託することを目的とし、その事業者を選定するためにプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するもの。

### 2. 審査対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、「筑紫野市地域公共交通計画策定業務に係る業者選定実施要領」に掲げる参加申込書を提出した応募者（以下「応募者」という。）に限る。

### 3. 審査委員会

- (1) 審査委員会は、次のプロポーザル審査委員により構成するものとする。



- (2) 審査委員長は、筑紫野市地域公共交通会議会長とする。

- (3) 審査委員会は、プロポーザル審査委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

### 4. プレゼンテーション

- (1) プレゼンテーションの実施については、「筑紫野市地域公共交通計画策定業務に係る

業者選定実施要領」による。

- (2) 4名のプロポーザル審査委員が、応募者から提出された企画提案書等についてプレゼンテーション時に審査し、受託候補者を選定するものとする。

## 5. 審査要領

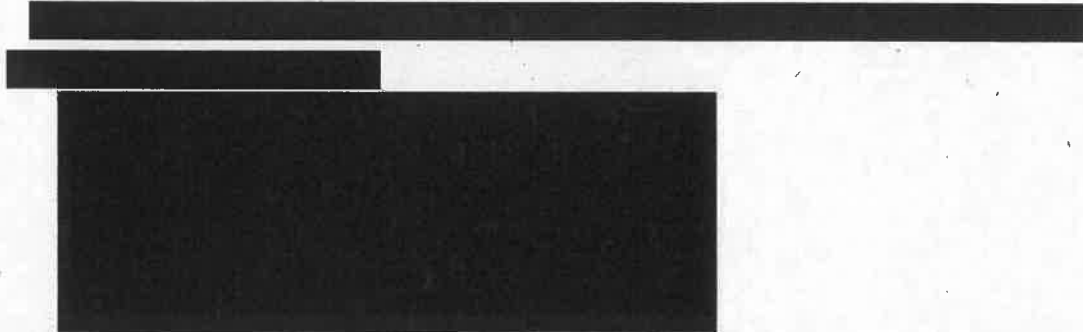
- (1) 審査に基づく評価基準は「6. 評価基準」のとおりとする。
- (2) 審査は、応募者ごとにプロポーザル審査委員の得点を合計し、最高得点を取得した応募者1者を受託候補者とする。ただし、この場合において、最高得点の点数が満点の6割に満たない場合は、その最高得点者を受託候補者とはせず、「該当者なし」とする。
- (3) 応募者の最高得点と同点の場合は、見積金額が低い応募者を受託候補者とする。
- (4) 応募者の最高得点と同点かつ見積金額が同額の場合は、4名のプロポーザル審査委員の採決により最多数を得た応募者を受託候補者とし、その採決が同数の場合は審査委員長が受託候補者を決するものとする。

## 6. 評価基準

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
企画提案内容	分析・調査の手法 問題点・課題把握の手法	資料収集・分析、各種調査、ニーズ把握の手法が適切かつ明確に示されているか。 本市の現状と地域特性、公共交通全般に係る問題点、課題を把握する考え方や手順が明確に説明されているか。	30点
	業務の工程管理、目標設定・検証の実効性	業務の工程管理を工夫し、実効性の高いスケジュールとなっているか。 計画の目標設定・検証の全体像とPDCAサイクルについての考え方が、分かりやすく明確に示されているか。	20点
	独自提案の有益性	業務の遂行について、これまでの経験を踏まえた特に有益と思われる独自の追加提案がなされているか。	10点
業務履歴	同種又は類似業務の実績	同種業務の豊富な実績があるか。	10点
本業務に係る実施体制	業務実施の確実性	資格等の取得等、適切な人材が配置されるなど、業務遂行にあたっての十分な組織体制となっているか。	10点
見積価格	積算の妥当性	企画提案内容にあった適切な見積もりとなっているか。	20点
合計			100点

## 7. 評価点数

上記「6. 評価基準」のうち、評価項目「積算の妥当性」についての評価点数については、以下の基準に基づき点数化するものとする。



なお、見積価格が同一の事業者が複数あった場合は同一の順位とし、以下の順位をその事業者数に応じて繰り下げるものとする。

## 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に係る業者選定実施要領

### 1. 業務名

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

### 2. 業務の内容

「筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

### 3. 業者選定実施方式

「公募型プロポーザル方式」による。

### 4. 見積り上限額

本業務に係る見積り上限額は10,120千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

### 5. 発注者

筑紫野市地域公共交通会議（事務局：筑紫野市企画政策部企画政策課）

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号（筑紫野市役所企画政策課内）

### 6. 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 過去4年間において、同種業務の契約実績が複数あること。

(7) 発注者と速やかに連絡及び調整を図ることができること。また、技術士法第2条に定める技術士(都市及び地方計画)又は一般社団法人都市計画コンサルタント協会の定める認定都市プランナー(交通計画)の資格を有していること。

## 7. 日程

項目	日程
実施要領等の公表(筑紫野市ホームページ掲載に掲載)	令和5年4月14日(金)
実施要領等に関する質問の受付期間	令和5年4月14日(金)～4月21日(金)
質問の回答	令和5年4月26日(水)
参加申込書の提出	令和5年4月26日(水)～5月15日(月)
プレゼンテーションの実施	令和5年5月22日(月)頃
審査結果の通知	令和5年5月下旬
契約の締結	令和5年6月頃 ※国の補助金の交付決定後に契約を締結するものとする。したがって、契約の締結時期については遅れる可能性もある。

※企画提案書などの受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合がある。

各日程については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

## 8. 質問の受付・回答

### (1) 実施要領等に対する質問の方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問書(任意様式で可)に必要事項等を記載し、「7. 日程」に定める期間中に電子メールで事務局に提出すること。

メールタイトルは「筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に関する質問」とし、提出時には別途、電話により電子メールの受信確認を行うこと。

### (2) 質問の受付期間

令和5年4月14日(金)～4月21日(金)(午後5時必着)

### (3) 回答方法

令和5年4月26日(水)に筑紫野市ホームページで公表するものとし、口頭による

個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

## 9. 参加申込書等の提出

参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規定を理解したうえで、次に掲げる書類を①から⑩については、各1部、⑪から⑬については、正本を1部、副本を4部提出すること。ただし、②⑤⑥は参加申込期限から3ヶ月以内に発効されたもの(写し可)に限る。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
- ②登記事項全部証明書
- ③誓約書(様式2)
- ④役員名簿(登記事項全部証明書に記載の就任中の役員を全て記載すること)(様式3)
- ⑤印鑑証明書
- ⑥納税(滞納のない)証明書(国税、都道府県税及び市区町村税)
- ⑦事業者概要書(任意様式)
- ⑧令和元年度から令和4年度における業務契約実績(様式4)
- ⑨委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式5)
- ⑩参加資格に係る申立書(様式6)
- ⑪企画提案書(任意様式)
- ⑫本業務に係る実施体制(任意様式)
- ⑬見積書(任意様式)

・会社名、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

### (2) 提出先及び提出期限について

上記の提出書類に必要事項等を記載し、事務局へ直接持参もしくは郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、電話等により提出確認を行うこと。

受付期間：令和5年4月26日(水)から5月15日(月)まで。

### (3) 参加辞退届の提出について

参加申込書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式7)を提出すること。

## 10. 企画提案書等の作成・提出にあたっての留意事項等

### (1) 企画提案書の規格

- ・A4判(両面印刷)を原則とし、横書きで左綴じ製本とすること。
- ・A3判(片面印刷)による折込挿入は可とするが、極力少ないページ数とすること。
- ・刷色は自由とする。



- ・文字の大きさは11ポイント以上（図表等は除く）とする。
- ・企画提案書は、図表等を含め40ページ以内とする。

## (2) 企画提案書の構成

仕様書に記載する「4. 業務内容」を踏まえ、以下の提案をすること。

### ①提案概要

本業務の受託に関する提案概要、特徴、取組方針など

### ②企画提案書記載内容

- ・業務のフロー及び作業工程スケジュール
- ・その他、独自提案やアピールしたい内容

## (3) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効にすることができる。

- ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ・見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- ・プロポーザル審査委員に直接間接を問わず接触を求めた場合
- ・参加申込書を提出した者で、参加申込書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ・その他、審査の不公平に影響がある行為があったと認められる場合

## (4) その他

- ・同一事業者が複数の企画提案書等を提出することはできないものとする。
- ・企画提案書等の提出後の追加及び差し替えは一切認めないものとする。
- ・提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- ・本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、事業者負担とする。
- ・提出内容は非公開とする。

## 1.1. 審査方法

審査は、提出書類の内容及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点が最も高い事業者を選定し、受託候補者とする。ただし、受託候補者の合計点が満点の6割に満たない場合や発注者が求める提案となっていないと認められるときは、契約手続きを行わない場合があるものとする。

なお、申込者が1者の場合であっても、上記選定方法により受託候補者を選定するものとする。

プレゼンテーションについては、以下のとおり行うものとする。

- ①プレゼンテーションは、令和5年5月22日（月）（予定）に実施する。開始時刻及び集合場所等については、別途電子メールで通知するものとする。

- ②プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ③プレゼンテーションは、1事業者あたり40分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、準備・撤収10分以内）とする。
- ④審査会場への入場は1事業者あたり3名までとする。
- ⑤追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用い、プロジェクタ投影による説明は可能とする。ただし、プロジェクタの使用を希望する場合は、事前に事務局と協議すること。

**【評価基準】**

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
企画提案内容	分析・調査の手法 問題点・課題把握の手法	資料収集・分析、各種調査、ニーズ把握の手法が適切かつ明確に示されているか。 本市の現状と地域特性、公共交通全般に係る問題点、課題を把握する考え方や手順が明確に説明されているか。	30点
	業務の工程管理、目標設定・検証の実効性	業務の工程管理を工夫し、実効性の高いスケジュールとなっているか。 計画の目標設定・検証の全体像とPDCAサイクルについての考え方が、分かりやすく明確に示されているか。	20点
	独自提案の有益性	業務の遂行について、これまでの経験を踏まえた特に有益と思われる独自の追加提案がなされているか。	10点
業務履歴	同種又は類似業務の実績	同種業務の豊富な業務実績があるか。	10点
本業務に係る実施体制	業務実施の確実性	資格等の取得等、適切な人材が配置されるなど、業務遂行にあたっての十分な組織体制となっているか。	10点
見積価格	積算の妥当性	企画提案内容にあった適切な見積もりとなっているか。	20点
合計			100点

**1.2. 結果の公表及び審査後の手続き**

(1) 結果の公表

審査結果は、令和5年5月下旬頃に申込者全員に書面により通知する。

なお、審査結果についての異議の申し立て等は一切受け付けないものとする。

(2) 審査後の手続き

審査により決定した受託候補者は、発注者が指定する期日までに発注者と契約手続きを行わなければならない。なお、受託候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、発注者はプロポーザルにおいて次点となった事業者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

**13. 事務局**

〒818-8686

筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市 企画政策部 企画政策課 企画政策担当

電話 092-923-1111 (内線271、272)

FAX 092-923-1134

e-mail [kikaku@city.chikushino.fukuoka.jp](mailto:kikaku@city.chikushino.fukuoka.jp)

(様式1)

令和 年 月 日

筑紫野市地域公共交通会議

会長 平嶋 義伸 様

(事務局：筑紫野市企画政策課)

住 所

会社・法人等名称

代表者職名・氏名

印

### プロポーザル参加申込書

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザルへの参加について、実施要領の趣旨を理解し、参加資格の要件をすべて満たしているため、下記のプロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は、プロポーザルへの参加が取り消されることに同意します。

### 記

1. 業務名 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託
2. 添付書類 登記事項全部証明書  
誓約書(様式2)  
役員名簿(様式3)  
印鑑証明書  
納税(滞納のない)証明書(国税、都道府県税及び市区町村税)  
事業者概要書  
令和元年度から令和4年度における業務契約実績(様式4)  
委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式5)  
参加資格に係る申立書(様式6)  
企画提案書  
本業務に係る実施体制  
見積書

### 【連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
電子メールアドレス	

(様式2)

## 誓約書

筑紫野市地域公共交通会議  
会長 平嶋 義伸 様  
(事務局：筑紫野市企画政策課)

住 所  
会社・法人等名称  
代表者職名・氏名

印

私（当社及び当社役員）は、下記事項について誓約します。  
また、別添役員名簿の記載内容を確認するため、この名簿を福岡県警察本部に照会することについて異議ありません。  
なお、これらの事項に反した場合、筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格の取り消し並びに契約の解除等、貴会議が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

私（当社及び当社役員）は、次のいずれにも該当しません。  
1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下、「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者。  
2 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。

### 【関係規程】

#### 【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

(様式3)

役員名簿

No.	役職	氏名カナ (半角)	氏名漢字	生年月日			性別 男性:M 女性:F	
				元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月		日
例	代表取締役	チシノ タロウ	筑紫野 太郎	S	47	4	1	M
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- ・法人にあつては、登記事項全部証明書に記載されている役員（監査役を除く。）について、記入する。また、支店又は営業所等を委任先とする場合は、支店長又は営業所長等も記入すること。
- ・個人にあつては、代表者のみ記入する。
- ・氏名カナ欄は全て半角カナで入力する。また、姓カナと名カナは半角スペースで分ける。
- ・役職欄及び氏名漢字欄は全角で入力する。また、姓と名は全角スペースで分ける。（アルファベット氏名はカタカナで入力すること。）
- ・生年月日欄及び性別欄は半角英数で入力する。
- ・外国人で日本名もある場合は2段に分け、1行目に外国人名、次の行に日本人名を記入する。（どちらの行にも生年月日欄及び性別欄を記入すること。）

(様式4)

令和元年度から令和4年度における業務契約実績

令和 年 月 日

住 所  
会社・法人等名称  
代表者職名・氏名

印

業務名	発注者	契約期間	業務内容	その他参考 となる事項
	人口規模	契約金額		

- ① 令和元年度から令和4年度の間、筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託と同種の業務実績のうち、主なものを記入すること。
- ② 記入欄が不足するときは、ページを追加して提出して差し支えない。

(様式5)

※支店等に参加手続き等の委任を行う場合に提出すること。

委 任 状

令和 年 月 日

筑紫野市地域公共交通会議  
会長 平嶋 義伸 様

住 所

委任者 会社・法人等名称  
(本 社)

代表者職名・氏名

印

私は次の者を受任者と定め、筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に係る下記の事項に関する権限を委任します。

住 所

受任者 会社・法人等名称  
(支店等)

代表者職名・氏名

印

記

委任事務

- 1 プロポーザルの参加及び提案に関すること
- 2 契約締結に関すること
- 3 その他契約履行に関すること



(様式6)

令和 年 月 日

筑紫野市地域公共交通会議  
会長 平嶋 義伸 様

住 所  
会社・法人等名称  
代表者職名・氏名

印

### 参加資格に係る申立書

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格について、下記のとおり申し立てます。

#### 記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
- 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止等の措置期間中ではない。
- 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じている。

※該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

(様式7)

令和 年 月 日

筑紫野市地域公共交通会議  
会長 平嶋 義伸 様

住 所  
会社・法人等名称  
代表者職名・氏名

印

参加辞退届

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルに対し、参加申込書を提出しましたが、次の理由により辞退いたします。

辞退理由

--

# 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

筑紫野市地域公共交通会議

## 1. 業務名

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

## 2. 業務の目的

筑紫野市では、平成28年3月に「筑紫野市地域公共交通網形成計画」を策定し、平成31年1月に「コミュニティバスつくし号」及び「御笠自治会バス」の運行を開始した。

その後、令和4年4月に筑紫原田線が開通、同12月にJR二日市駅西口が供用開始したことによる市民動線の大きな変化や、超高齢化社会の到来により、近年急激に市内の公共交通に関する需要が高まってきており、今後、地域の交通事業者等と連携し、本市の地域公共交通ネットワークの再構築を行う必要が生じている。

こうした背景を踏まえ、筑紫野市では、令和5年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指している。

このことから、筑紫野市地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通案を検討し、協議を行うこととした。

本業務は、本会議において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通策案のとりまとめなどについて、専門的見地を備えたコンサルタントに業務支援を委託することを目的とする。

## 3. 委託期間

本契約締結の翌日から令和6年3月31日までとする。

## 4. 業務内容

業務内容の詳細について、プロポーザル審査の結果、受託候補者として選定された業者の企画提案をもとに受託候補者と協議の上、仕様書を確定する。以下は、現在本会議が考える業務内容であり、独自の発想による効果的・効率的な提案を妨げるものではない。

### (1) 上位関連計画の整理

- ・市総合計画や都市計画マスタープランなど、筑紫野市に関する上位関連計画を整理し、まちづくりの将来像を整理する。

(2) 都市構造等に関する分析

- ・現在及び将来における人口分布・年齢階層構成、さらには生活関連等の施設立地状況等について整理し、筑紫野市の都市構造について分析する。

(3) 公共交通に関する現況分析

- ・現在の筑紫野市の公共交通網やサービス水準、カバー圏地域等について整理する。
- ・ICカードデータの分析（路線バス）：系統別・バス停関利用者数を整理する。
- ・路線別収支状況を分析（黒字路線・赤字路線）する。
- ・コミュニティバスつくし号・カミーリヤバス・御笠自治会バスの運行状況や利用実態等を分析する。
- ・その他、地域が有する交通資源（タクシー、スクールバス、送迎サービス）に関して関係部署等を通じ実態等を把握・分析する。

(4) 市民アンケート調査

- ・筑紫野市が実施する市民の公共交通の利用状況やニーズなどを把握ためのアンケート調査の回答データを入力・集計・分析する。（市民3,000人を無作為に抽出し、郵送配布・郵送回収により実施予定）

(5) 実態調査等の実施

- ・筑紫野市内を運行する公共交通の筑紫野市内区間の利用者を対象として、公共交通の利用実態や利用者ニーズなどを把握することを目的とした実態調査を実施する。調査は、「(3) 公共交通に関する現況分析」で把握する利用状況などを踏まえて、対象路線・区間を抽出し、調査員（計20人日（8時間）を想定）が公共交通車両に乗り込み、利用者に対して直接聞き取りを行うことで実施する。併せて、携帯電話のビッグデータを活用し、位置情報データをメッシュ単位で集計することで、時間帯別の流動人口を把握・分析する。

(6) 交通事業者へのヒアリング

- ・公共交通事業者の実状や今後の公共交通の維持等に対する意向等を把握するため、鉄道及びバス、タクシー事業者に対してヒアリング調査を実施し、現状や課題、財政状況等を整理する。

(7) 地区別懇談会の実施

- ・地区別の地域公共交通の利用実態、ニーズ等を把握することを目的として地区別(7箇所)にワークショップ形式で意見懇談会を実施（各1回程度）する。

(8) 公共交通に関する課題整理

- ・「筑紫野市地域公共交通網形成計画」作成後の取組状況を整理するとともに、既存データ等を活用し、目標達成状況（数値目標）の評価を実施する。
- ・さらには、検討結果を基に筑紫野市における公共交通に関する次に掲げる課題を整理する。

公共交通網に係る課題

交通空白地域に係る課題

利用促進に係る課題

(9) 公共交通に関する方針整理（あるべき姿の検討）

- ・(8) で整理した課題を踏まえ、今後の筑紫野市における公共交通に関する方針を整理する。

(10) 筑紫野市地域公共交通計画の作成

- ・以下の事項について検討を行い、筑紫野市地域公共交通計画を作成する。

現状と課題

基本方針

計画の目標

目標達成のための施策・事業

計画達成状況の評価

(11) 会議の運営支援（3回程度）

- ・会議開催に伴う資料作成、議事進行、議事録作成等を行う。

5. 成果品の作成

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ①筑紫野市地域公共交通計画書              | 30部 |
| ②筑紫野市地域公共交通計画書（概要版）         | 50部 |
| ③原稿（ワード形式及びPDF形式）           | 1式  |
| ・報告書（ワード形式）                 | 1式  |
| ・その他業務により作成された資料で発注者が求めるもの。 |     |

6. 契約について

契約日は、令和5年6月頃とし、国の補助金交付決定後に契約を交わすこととする。

7. 業務に必要な書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し本会議の了承を得ること。

- ①受託業務着手届
- ②技術者等届
- ③業務計画書

(2) 業務委託完了時に次の関係書類を提出し、本会議の完了検査を受けること。

- ①受託業務完了届
- ②成果品

## 8. 支払方法

業務完了後、国等から本会議に充てた補助金入金後に一括払いとする。なお、前金払いは行わない。

## 9. 著作権等の権利の取り扱い

(1) 本業務における成果は、すべて本会議及び筑紫野市に帰属するものとし、受託者は許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

(2) 受託者は、納品する成果品について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果品について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 10. その他

(1) 本業務に必要な各種法令に係る手続きが発生する場合は、書類の作成及び手続き等の一切を受託者の責任において行うこと。また、それらに係る費用は受託者が負担すること。

(2) 本業務の実施に伴い、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に掲げる事項を遵守すること。

(3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打ち合わせ等の協議は、必要に応じて適宜行うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項であって、本業務実施のために必要な業務が生じた場合は、本会議と協議のうえ決定すること。